



裁判を重ねるたびに、支援の輪が広がっています！

西武バスユニオン組合員に対する 労災保険不支給処分取消請求事件 第5回期日開催！



11月10日 東京地裁前

11月10日「西武バスユニオン組合員に対する労災保険審査行政訴訟裁判」の第5回期日が行われました。**脅迫文とカッターの刃について、この間主張していた「実物を検証すべきである」と主張に対して、裁判所から「検証手続きを予定しています」とさらに前進した回答が得られました。**

組合員からは「会社からの2回のパワハラとイジメでハンドルを奪われた。しかし、会社は『たった2回のパワハラ』と認めようとしない。最後までたたかい続ける」と力強い決意がありました。

第6回期日は 2026年4月27日（月） 11：30から開廷されます！